

移動等円滑化の進捗状況等について

鉄軌道駅のバリアフリー状況(平成31年3月末現在)

- ・利用者数が1日平均3千人以上である鉄軌道駅のバリアフリー化は、段差解消について進捗率は、約82%、視覚障害者誘導用ブロックについて進捗率は、約77%、トイレについて進捗率は、約53%となっている。
- ・県別にみると、鳥取県、島根県の進捗率が高い。

(目標値:100% ／2020年度末)	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	中国 合計
鉄軌道駅数						
(うちトイレ 設置駅数)						
段差の解消(駅数)						
割 合						
視覚障害者誘導用 ブロック(駅数)						
割 合						
障害者用トイレ の設置(駅数)						
割 合						

・利用者数が1日平均3千人以上であるバスターミナルのバリアフリー化は、100%実施済。

(目標値:100% ／2020年度末)	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	中国 合計	全国 合計
バスターミナル数	－	－	－	1	－	1	47
(うちトイレ設置 施設数)	－	－	－	1	－	1	40
段差の解消 (施設数)	－	－	－	1	－	1	44
割 合	－	－	－	100.0%	－	100.0%	93.6%
視覚障害者誘導用 ブロック(施設数)	－	－	－	1	－	1	45
割 合	－	－	－	100.0%	－	100.0%	95.7%
障害者用トイレ の設置(施設数)	－	－	－	1	－	1	30
割 合	－	－	－	100.0%	－	100.0%	75%

・利用者数が1日平均3千人以上である旅客船ターミナルのバリアフリー化は、段差解消について進捗率は100%、視覚障害者誘導用ブロックについて進捗率は50%、トイレについて進捗率は、100%となっている。

(目標値:100% ／2020年度末)	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	中国 合計	全国 合計
旅客船ターミナル数	－	－	－	4	－	4	14
(うちトイレ 設置施設数)	－	－	－	2	－	2	12
段差の解消 (施設数)	－	－	－	4	－	4	14
割 合	－	－	－	100.0%	－	100.0%	100.0%
視覚障害者誘導用 ブロック(施設数)	－	－	－	2	－	2	11
割 合	－	－	－	50.0%	－	50.0%	78.6%
障害者用トイレ の設置(施設数)	－	－	－	2	－	2	11
割 合	－	－	－	100.0%	－	100.0%	91.7%

・利用者数が1日平均3千人以上である航空旅客ターミナルのバリアフリー化は、段差解消について進捗率は約33%、視覚障害者誘導ブロック及びトイレについては、100%実施済。

(目標値:100% ／2020年度末)	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	中国 合計	全国 合計
航空旅客 ターミナル数	－	1	1	1	－	3	37
(うちトイレ設置 施設数)	－	1	1	1	－	3	37
段差の解消(施設数)	－	0	0	1	－	1	32
割 合	－	0.0%	0.0%	100.0%	－	33.3%	86.5%
視覚障害者誘導用 ブロック(施設数)	－	1	1	1	－	3	36
割 合	－	100.0%	100.0%	100.0%	－	100.0%	97.3%
障害者用トイレ の設置(施設数)	－	1	1	1	－	3	34
割 合	－	100.0%	100.0%	100.0%	－	100.0%	91.9%

鉄軌道車両のバリアフリー状況(平成31年3月末現在)

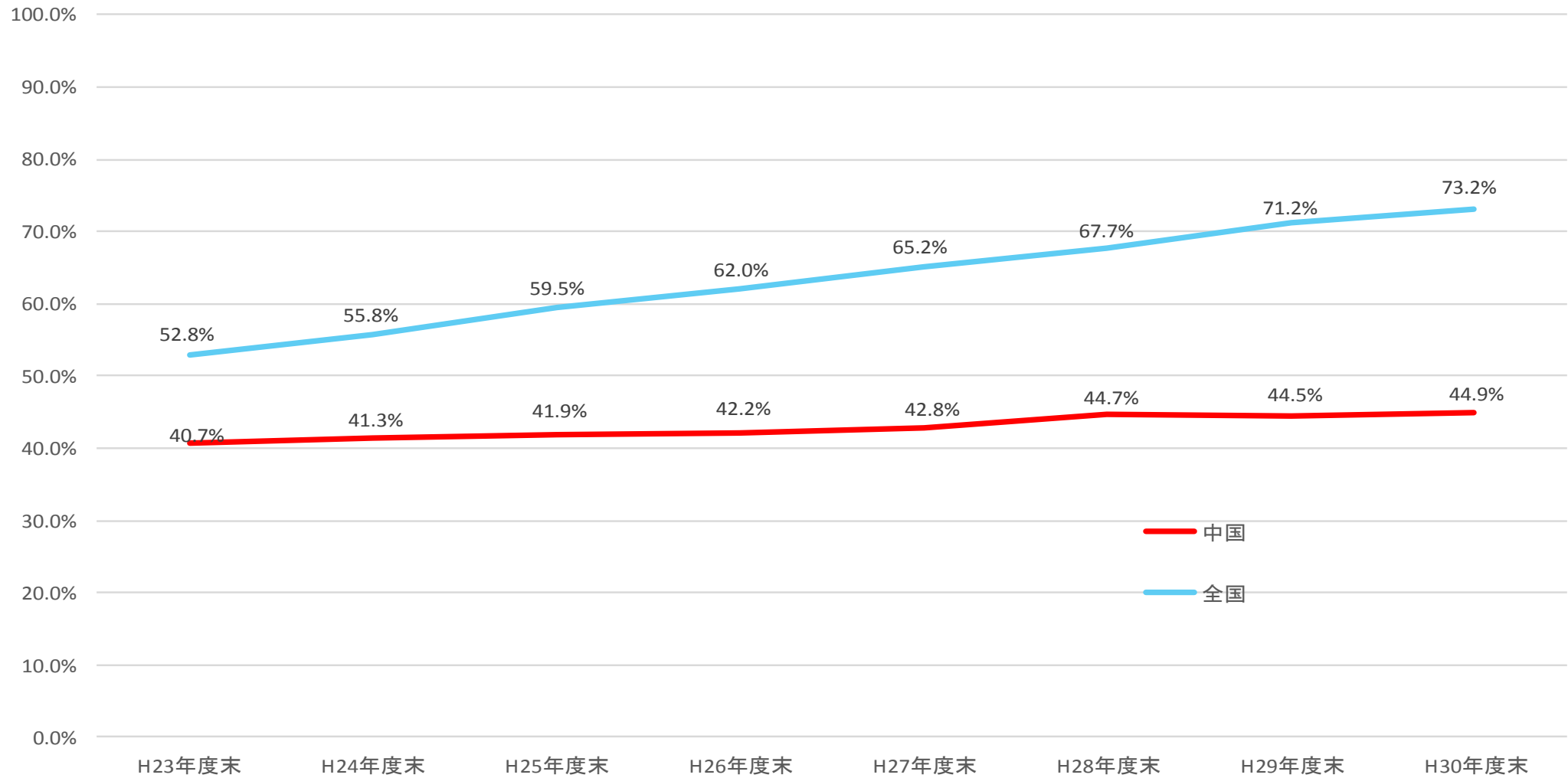
・鉄軌道車両のバリアフリー化は、約45%について実施済み。

(目標値: 約70% ／2020年度末)	鳥取県	島根県	岡山県
総数	48	20	48
基準適合車両	34	10	0
割合	70.8%	50.0%	0.0%

(目標値: 約70% ／2020年度末)	広島県	山口県	中国 合計	全国 合計
総数	449	5	570	52,673
基準適合車両	212	0	256	38,564
割合	47.2%	0.0%	44.9%	73.2%

※各県別の考え方は、本社所在地に割り振っており、JR西日本(株)については、相互乗り入れのため、本表の車両数に含まれない。

鉄道・軌道車両のバリアフリー化率（中国5県）



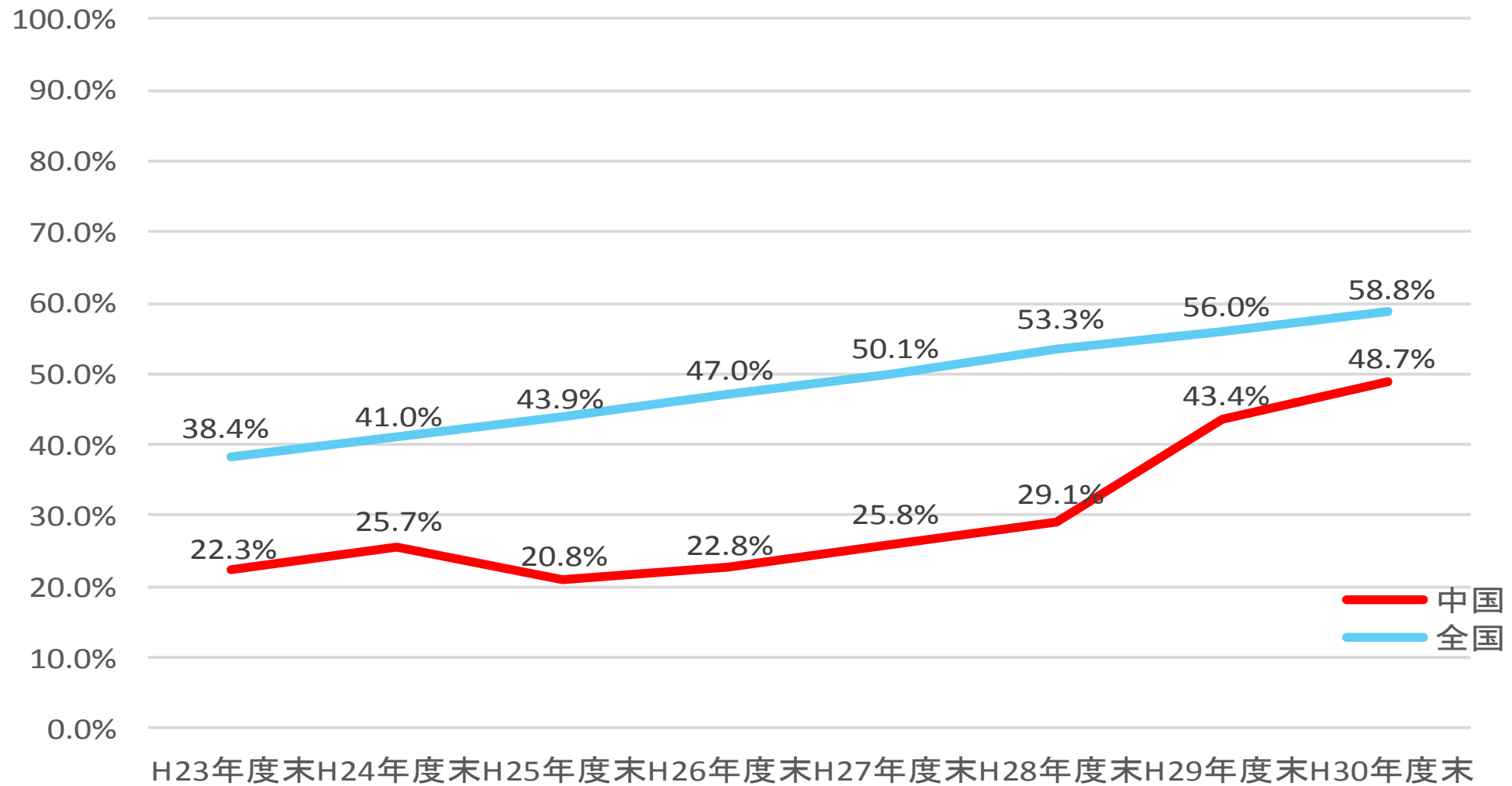
ノンステップバスの導入状況について(平成31年3月末現在)

- ・ノンステップバスのバリアフリー化は、約49%の導入状況。
- ・県別に見ると、鳥取県、山口県の進捗率が高い。

(目標値: 約70% ／2020年度末) ※適用除外認定車両を除く	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	中国 合計	全国 合計
総数	211	247	501	1,343	462	2,764	46,872
基準適合車両	162	150	116	555	363	1,346	27,574
割合	76.8%	60.7%	23.2%	41.3%	78.6%	48.7%	58.8%

※各県別の考え方は、バス事業者の営業所単位で運輸局に報告されたものの積み上げ。

バス車両のバリアフリー化率（中国5県）



福祉タクシーの導入状況(平成31年3月末現在)

・県別に見ると、広島県の導入数が高い。

(目標値:約44,000台 ／2020年度末)	鳥取県	島根県	岡山県
総数	263	163	328

(目標値:約44,000台 ／2020年度末)	広島県	山口県	中国 合計	全国 合計
総数	620	195	1,569	29,516

旅客船のバリアフリー状況(平成31年3月末現在)

・旅客船のバリアフリー化は、42%について実施済み。

(目標値:約50% ／2020年度末)	鳥取県	島根県	岡山県
総数	－	10	17
基準適合隻数	－	4	6
割合	－	40.0%	35.3%

(目標値:約50% ／2020年度末)	広島県	山口県	中国 合計	全国 合計
総数	68	17	112	666
基準適合隻数	28	9	47	308
割合	41.2%	52.9%	42.0%	46.2%

※各県別の考え方は、航路の起点により整理。なお、起点が管轄する運輸局等でない他県等の場合は、本社所在地の管轄する運輸局等で整理。

都市公園のバリアフリー状況(平成31年3月末現在)

- ・都市公園のバリアフリー化は、園路及び広場については約61%、駐車場については50%、便所については約24%の都市公園において実施済み。
- ・都県別に見ると、園路及び広場については島根県、駐車場については鳥取県、トイレについては島根県の達成率が高い。

①園路及び広場

(目標値:約60% ／2020年度末)	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	中国 合計	全国 合計
総数	286	378	1,547	3,119	1,100	6,430	96,931
基準適合の数	179	293	837	2,064	529	3,902	54,974
割合	62.6%	77.5%	54.1%	66.2%	48.1%	60.7%	56.7%

②駐車場

(目標値:約60% ／2020年度末)	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	中国 合計	全国 合計
総数	52	81	153	153	123	562	9,071
基準適合の数	30	44	70	74	63	281	4,348
割合	57.7%	54.3%	45.8%	48.4%	51.2%	50.0%	47.9%

③トイレ

(目標値:約45% ／2020年度末)	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	中国 合計	全国 合計
総数	144	209	693	1,309	510	2,865	35,681
基準適合の数	48	90	109	329	123	699	12,799
割合	33.3%	43.1%	15.7%	25.1%	24.1%	24.4%	35.9%

特定路外駐車場のバリアフリー状況(平成31年3月末現在)

- ・特定路外駐車場のバリアフリー化は、60%について実施済み。
- ・県別に見ると、島根県の進捗率が高い。

(目標値:約70% ／2020年度末)	鳥取県	島根県	岡山県
総数	14	13	40
基準適合の数	8	10	25
割合	57.1%	76.9%	62.5%

(目標値:約70% ／2020年度末)	広島県	山口県	中国 合計	全国 合計
総数	50	63	180	3,896
基準適合の数	38	27	108	2,523
割合	76.0%	42.9%	60.0%	64.8%

中国における基本構想の作成状況

基本構想の作成状況（令和2年3月末時点）

・県別に見ると、広島県（39.1%）が比較的高い作成率となっている。

	鳥取県			島根県			岡山県		
作成数	3			3			2		
作成率	15.8%			15.8%			7.4%		
	3	/	19	3	/	19	2	/	27
うち市・区の実成率	75.0%			37.5%			13.3%		
	3	/	4	3	/	8	2	/	15

	広島県			山口県		
作成数	9			3		
作成率	39.1%			15.8%		
	9	/	23	3	/	19
うち市・区の実成率	50.0%			23.1%		
	7	/	14	3	/	13

※赤塗り箇所：
全国平均以上
※青塗り箇所：
全国平均以下

	作成自治体数		作成率	
全国	304		17.5%	
	304	/	1741	
中国	20		18.7%	
	20	/	107	

基本構想作成・公表済み市町村

	市 町 村 名	本省 受理日			
1	広島県呉市（JR呉駅、呉港、JR広駅、JR安芸阿賀駅）	13年 8月31日	16	岡山県倉敷市（JR倉敷駅、JR新倉敷駅、JR児島駅）	18年 6月 7日
2	鳥取県鳥取市（JR鳥取駅）	14年 2月13日	17	山口県周南市（JR徳山駅、徳山港）	19年 4月18日
3	広島県広島市（JR広島駅）	14年 6月 3日	18	広島県広島市（JR新井口駅） （3）	19年7月 2日
4	山口県下関市（旧：菊川町）（菊川町バスターミナル）	15年 4月24日	19	広島県海田町（JR海田市駅）	20年 2月15日
5	島根県出雲市（旧：多伎町）（JR小田駅）	15年 5 月8日	20	広島県坂町（JR坂駅）	20年 5月 8日
6	広島県東広島市（JR八本松駅、JR西条駅、JR西高屋駅）	15年 7月 1日	21	広島県福山市（JR松永駅、JR東福山駅）（2）、（JR大門駅）（3）	20年 9月16日
7	広島県三原市（JR三原駅）	15年 7月 7日	22	鳥取県米子市（JR米子駅）	21年 3月 4日
8	岡山県笠岡市（JR笠岡駅）	15年 10月30日	23	広島県広島市（JR中野東駅、JR安芸中野駅） （4）	21年 5月28日
9	島根県松江市（JR松江駅）	16年 3月11日	24	山口県山口市（JR新山口駅）	21年 8月 3日
10	広島県廿日市市（JR宮内串戸駅、JR阿品駅）	16年 6月22日	25	広島県廿日市市（JR宮島口駅、JR大野浦駅） （2）	21年 8月 3日
11	山口県下関市（JR下関駅、JR新下関駅） （2）	17年 2月 3日	26	島根県江津市（JR江津駅）	23年 6月10日
12	広島県広島市（JR横川駅、JR五日市駅） （2）	17年 6月13日	27	広島県広島市（JR安芸長束駅、JR古市橋駅） （5）	27年 5月26日
13	鳥取県倉吉市（JR倉吉駅）	18年 1月 6日	28	山口県山口市（JR山口駅）	28年 11月8日
14	広島県尾道市（JR尾道駅）	18年 2月20日	29	広島県広島市（JR安芸矢口駅、JR下深川） （6）	29年 4月24日
15	広島県福山市（JR福山駅）	18年 4月27日	30	山口県下関市（旧：菊川町）（菊川町バス待合所） （3）	令和元年 5月20日
			31	広島県福山市（JR備後赤坂駅） （4）	14 令和元年12月11日

ハード・ソフト取組計画の作成状況

- エレベーターやホームドアの整備等、既存の施設を含む更なるハード対策、旅客支援等のソフト対策を一体的に推進する必要



- ハード対策に加え、**接遇・研修のあり方を含むソフト対策のメニュー**を国土交通大臣が新たに作成
- 一定規模以上の事業者※¹が、**ハード・ソフト取組計画※²の作成・取組状況の報告・公表を行う**

- ※ 1 ①平均利用者数が3000人以上／日である旅客施設を設置・管理する事業者
②輸送人員が100万人以上／年である事業者 等

- ※ 2 計画に盛り込むべき項目：施設整備、旅客支援、情報提供、教育訓練、推進体制



【施設整備】



【旅客支援】



【情報提供】



【教育訓練】

公共交通事業者等の判断基準

国土交通大臣が、以下についてメニューを定めて公表

事業者が取り組むべき措置の
具体的な内容

- ・施設・車両等の施設整備
- ・適切な情報の提供

- ・乗降についての介助、旅客施設における誘導等の旅客支援
- ・職員等に対する教育訓練

達成すべき目標

計画的に取り組むべき措置

- ・公共交通事業者等が上記の目標を達成するために整備すべき推進体制等を定めること 等

必要があると認めるとき

国土交通大臣が、公共交通事業者等に対して、**指導及び助言**

ハード・ソフト計画制度

※輸送人員数が相当数であること等の要件に該当する者のみ

公共交通事業者等が、毎年度、**計画作成**

- I 課題及び今後の対応方針
- II 移動等円滑化に関する措置
- III 移動等円滑化するためにIIと相まって取り組む措置
- IV 前年度計画書との比較
- V その他計画に関連する事項

公共交通事業者等が、毎年度、**定期報告**

- I 前年度の公共交通移動等円滑化計画の実施状況
 - (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況
 - (2) 移動等円滑化するために(1)と相まって取り組む措置の実施状況
- II 旅客施設及び車両等の移動等円滑化の達成状況

公共交通事業者等が、毎年度、**公表**

移動等円滑化の状況が判断基準に照らして著しく不十分であると認めるとき

国土交通大臣が、公共交通事業者等に対して、**勧告**
(※旅客施設及び車両等に係る技術水準等の事情を勘案)

勧告に従わなかったとき

国土交通大臣が、**公表**

令和元年度より、一定規模以上の公共交通事業者等（利用者の約9割をカバー）にあっては、バリアフリー法に基づき、毎年度ハード・ソフト両面の取組に関する「移動等円滑化取組計画書」を国に提出し、また当該計画書を公表することが義務づけられています。

■モード別対象者数及び提出数

モード別	対象事業者数	提出事業者数
1.鉄道	71	71
2.軌道	25	25
3.乗合バス	141	141
4.バスターミナル	11	11
5.貸切バス	5	5
6.タクシー	75	75
7.旅客船ターミナル	7	7
8.旅客船	7	7
9.航空旅客ターミナル	27	27
10.航空機	10	10
合計	379	379

※対象事業者の公表先を一覧でまとめたのでご参考にして下さい。

＜事業者一覧ページ＞

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000211.html

令和元年度より、一定規模以上の公共交通事業者等にあっては、バリアフリー法に基づき、毎年度、ハード・ソフト両面の取組に関する「移動等円滑化取組計画書」を国に提出し、また、当該計画書を公表することが義務づけられています。

以下のとおり、中国ブロックの対象事業者を一覧でまとめたので、ご参考になしてください。

【中国ブロック】

【鉄道事業者・軌道経営者】

・広島電鉄株式会社

・広島高速交通株式会社

【乗合バス事業者】

・両備ホールディングス株式会社

・広島電鉄株式会社

・広島バス株式会社

・広島交通株式会社

・中国ジェイアールバス株式会社

・松江市交通局

・岡山電気軌道株式会社

・サンデン交通株式会社

・宇部市交通局

【バスターミナル事業者】

・株式会社広島バスセンター

【タクシー事業者】

・広島第一交通株式会社

【旅客船ターミナル事業者】

・広島県

・廿日市市

【旅客船事業者】

・JR西日本宮島フェリー株式会社

・宮島松大汽船株式会社

【航空旅客ターミナル事業者】

・広島空港ビルディング株式会社

・岡山空港ターミナル株式会社